

法人化による労働力確保の取組事例

【西田果樹園（阿久根市）】

（令和7年3月）

経営の概要

【経営品目・面積】

大将季（施設56a, 露地33a）
紅甘夏90a, 温州みかん35a, 梨12a 等

【経営の変遷】

- 平成25年に後継者として就農
- 令和2年に周年雇用による労働力確保を目的に周辺の果樹農家4名で「三笠農業生産株式会社」を設立



労働力の現状

- 家族労働力 2人
- 雇用労働力
 - 常時雇用 2人
 - ・「三笠農業生産株式会社」において周年雇用（ハローワークにて募集）した2人が、作業計画に基づいて構成農家の作業に従事
 - ・西田果樹園においては週3日程度従事
 - 臨時雇用
 - ・収穫時期を中心に5～6人を雇用
 - ・農業高校生等が冬休みや春休みの期間に従事

特徴的な取組等

- 三笠農業生産株式会社（以下、法人）関係
 - ・地域において、人手不足や後継者不在の状況が発生していたことから、対応策について関係者で意見交換
 - ・周年雇用するためには、信用、信頼など社会的な後ろ盾が必要との思いから、周辺農家と連携して、労働力の確保を目的とした法人を設立
 - ・法人で働き手を周年雇用し、法人構成農家の労働力需要に応じて活用することで、労働力不足に対応している。
 - ・働き手が従事する作業については、事前に法人の構成農家で話し合いながら仕事を調整し、割り振っている。
 - ・法人化したことで、常時2人の雇用を安定的に確保できるとともに、作業配分がスムーズに進み、作業の効率化にもつながっている。
 - ・法人では、労働力確保だけでなく、研修生の受入など担い手育成にも取り組んでいる。
 - ・今後は、後継者不在等で使われなくなった果樹園を法人で借り受け、法人で雇用した人材が、その果樹園を栽培しながら経験を積み、いずれは、担い手として継承していけるような仕組みを目指している。
- 労働全般
 - ・脚立での作業など危険な作業もあるので、声かけなど注意喚起を行いながら、農作業安全対策に努めている。